

令和3年度
大糸線活性化協議会
通常総会議案



日 時 令和3年6月4日（金）午後2時
会 場 糸魚川市 ヒスイ王国館

大糸線活性化協議会 総 会 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 議 事

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告

議案第 2 号 令和 2 年度収入支出決算

議案第 3 号 令和 3 年度事業計画

議案第 4 号 令和 3 年度収入支出予算

議案第 5 号 規約の改正について

議案第 6 号 役員の改選について

4 そ の 他

5 閉 会

令和2年度 事業報告

年 月 日	概 要
令和2年4月～10月	パンフレット協賛（関西エリア発着） 2020上期「行こうよ信州」2020年4月～9月 利用者数：24人 2020上期「さわやか信州」2020年7月～10月 利用者数：2人 2020夏「高原&リゾート」2020年7月～9月 利用者数：7人
令和2年 5月11日 ～5月18日	大糸線活性化協議会 第1回担当国会議（書面）
令和2年 5月22日 ～5月29日	大糸線活性化協議会 第1回幹事会（書面）
令和2年 6月 4日 ～6月19日	大糸線活性化協議会 総会（書面）
令和2年 7月 1日 ～令和3年3月31日	大糸線定期券購入費一部助成 申請件数：19件（通勤4件、通学15件）
令和2年7月／11月	大糸線に乗ろう！撮ろう！フォトコンテスト2019 受賞作品写真展 7月23日～8月7日 展示数：5点 11月7日～11月30日 展示数：10点 会場：糸魚川ジオステーション ジオパル
令和2年 8月 3日 ～令和3年3月31日	大糸線利用促進事業助成（イベント助成） 助成件数：3件 参加者数：105人
令和2年 8月 4日	大糸線活性化協議会 第2回担当国会議 会場：糸魚川市民図書館（視聴覚室）
令和2年 8月21日	大糸線観光モデルツアー 大糸線で行く白馬三山絶景の旅 参加者数：16人
令和2年 9月18日 ～11月 3日	トキてつ×ほくほく×大糸線 駅スタンプラリー 参加者数：896人（賞品受渡し数）

年 月 日	概 要
令和2年 9月26日 (雨天中止)	花いっぱい事業(秋の花植え&ジオパルガイドツアー) 参加申込数:20人
令和2年10月	公共交通の利用促進に関する住民アンケート調査 配布数:3,000人 (糸魚川市 1,900人、小谷村 1,100人)
令和2年10月13日 10月15日	大糸線観光モデルツアー 大糸線で行く黒部ダムと大町温泉の旅 参加者数:39人
令和2年11月 1日 ～12月24日	大糸線「鉄道×温泉」湯めぐり手形すたんぷらりい 応募件数:59件
令和2年11月23日	えちごトキめきリゾート雪月花大糸線乗入運行
令和2年12月 1日 ～令和3年3月31日	大糸線応援隊 隊員数:316人(3月31日現在)
令和3年 2月 2日	大糸線活性化協議会 第2回幹事会 会場:糸魚川市民会館(会議室兼練習室2)

【議案第2号】

令和2年度 収入支出決算

(収入)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	過不足額	備考
1 負担金	7,200,000	3,600,000	△3,600,000	新潟県 250,000 長野県 250,000 糸魚川市 1,500,000 小谷村 1,500,000 白馬村 50,000 大町市 50,000
2 繰越金	3,257,955	3,257,955	0	前年度繰越金
3 雑収入	45	39	△6	預金利息
合計	10,458,000	6,857,994	△3,600,006	

(支出)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	差引残額	備考
1 会議費	50,000	0	50,000	
2 事務費	50,000	0	50,000	
3 事業費	10,300,000	4,196,869	6,103,131	生活利用の促進 ・定期券購入費助成 81,513 観光利用の強化 ・湯めぐり手形 1,150,686 ・企画列車 1,400,593 ・大糸線応援隊 480,374 ・その他 491,659 地域連携・協働 ・イベント助成 170,420 ・その他 421,624
4 予備費	58,000	0	58,000	
合計	10,458,000	4,196,869	6,261,131	

収入済額 6,857,994円 － 支出済額 4,196,869円 ＝ 2,661,125円

差引残額 2,661,125円は、翌年度へ繰り越しする。

監 査 報 告 書

大糸線活性化協議会の令和2年度会計の収入支出について、
帳簿及び関係書類を監査した結果、適正な内容と認めます。

令和 3 年 5 月 26 日

監 事 新潟県交通政策局

局 長 佐瀬 治平 

監 査 報 告 書

大糸線活性化協議会の令和２年度会計の収入支出について、
帳簿及び関係書類を監査した結果、適正な内容と認めます。

令和３年６月１日

監 事 長野県企画振興部

部 長 伊藤 一紀



【議案第3号】

令和3年度 事業計画

事業概要

鉄道事業者との協働・協力、関係自治体との広域連携を活かし、直接「乗り」につながる事業を展開する。

1 会議の開催

・総会

協議会の最高決議会議で構成団体の代表による会議で、規約、事業計画、予算、決算等の審議を行う。

・幹事会

重要事項の審議のほか、協議会の円滑な運営を補助することを目的とし開催する。

・事業準備会（担当国会議）

具体的な事業計画や実施を取り組む組織とし、実施事業を実行する。

2 生活利用の促進

(1) 潜在利用者への働き掛け、新規利用者の開拓（取組方針(1)-①）

○広報、ホームページなどで大系線利用促進の情報発信（継続）

【連携事業】

○定期券購入費の一部助成（拡充）

【統一事業】

3 観光利用の強化

(1) 沿線の観光魅力や集客力の創出と向上（取組方針(2)-①）

○「鉄道×温泉」湯めぐり手形（継続）

【統一事業】

○大系線観光モデルコースの作成（継続）

【連携事業】

(2) 沿線の観光魅力の情報発信（取組方針(2)-②）

○ホームページ、SNSなどで大系線利用促進の情報発信（拡充）

【連携事業】

(3) Hakuba Valley と連携した観光振興（取組方針(2)-③）

○大系線の乗車が含まれるツアー企画・広告宣伝（継続）

【連携事業】

○観光キャンペーン（継続）

【連携事業】

(4) 訪日外国人の誘客促進や鉄道ファンの取り込み（取組方針(2)-④）

○スタンプラリー（継続）

【連携事業】

○宿泊者へ大系線無料券の配布（継続）

【統一事業】

○シーフードシャトルバスとの連携（継続）

【連携事業】

○大系線応援隊（継続）

【統一事業】

○ホームページ、SNSなどで大系線利用促進の情報発信（再掲）

【連携事業】

(5) 車両自体の観光魅力や輸送サービスの創出と向上（取組方針(2)-⑤）

○企画列車（拡充）

【統一事業】

○輪行バッグ推進の取組（継続）

【連携事業】

4 地域連携・協働

(1) 沿線住民のイベント利用促進（取組方針(3)-①）

(2) 小中学校等の行事利用促進（取組方針(3)-②）

(3) 利用促進団体の育成（取組方針(3)-③）

○イベント等への助成（継続）

【連携事業】

○花いっぱい事業（継続）

【連携事業】

5 その他

(1) 事業計画の確認・振り返り

○乗降調査等により事業計画の確認とその振り返り及び既存データの検証を実施

※事業の実施については、新型コロナウイルス感染症の今後の状況を考慮し、実施時期など協議のうえ進めていく。

【議案第4号】

令和3年度 収入支出予算

(収 入)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考
1 負担金	7,200,000	7,200,000	0	新潟県 500,000 長野県 500,000 糸魚川市 3,000,000 小谷村 3,000,000 白馬村 100,000 大町市 100,000
2 繰越金	2,661,125	3,257,955	△596,830	前年度繰越金
3 雑収入	875	45	830	預金利息等
合 計	9,862,000	10,458,000	△596,000	

(支 出)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考
1 会議費	50,000	50,000	0	会議諸費用（総会等）
2 事務費	50,000	50,000	0	事務用消耗品、通信料
3 事業費	9,700,000	10,300,000	△600,000	生活利用の促進 ・定期券購入費助成 200,000 観光利用の強化 ・湯めぐり手形 1,000,000 ・大糸線応援隊 700,000 ・企画列車 2,000,000 ・その他 4,600,000 地域連携・協働 ・イベント助成 800,000 ・その他 400,000
4 予備費	62,000	58,000	4,000	
合 計	9,862,000	10,458,000	△596,000	

※事業計画、執行状況等に応じて科目間の予算流用ができるものとする。

【議案第 5 号】

規約の改正について

次に示す大糸線活性化協議会規約（案）に基づいて、規約の改正を行う。

【理由】

令和 3 年 4 月 1 日の糸魚川市の組織改正に伴い、一部の内容について修正が必要となったため。

大糸線活性化協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、大糸線活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 J R大糸線（糸魚川駅～信濃大町駅）の活性化を図るため、関係自治体と鉄道事業者が相互に連携することによって、利用促進に関する取組活動を推進し、沿線地域の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大糸線の沿線住民の利用促進に関する事業
- (2) 大糸線の観光利用の強化に関する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する県、市町村、鉄道事業者及び関係団体をもって組織する。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において選出する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画の決定及び変更に関すること。

(2) 収支予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

4 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 会長が必要と認めたとき。

5 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は会長が招集し、事務局長がその議長となる。

2 幹事会は、協議会を構成する団体の担当課長をもって組織する。

3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関すること。

(2) 協議会の目的を達成するために実施する事業の企画、運営に関すること。

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

4 幹事会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

(専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集する時間的猶予がないときは、前条第 3 項の各号に掲げる事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(オブザーバー)

第 12 条 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、協議会の要請により会議に出席し、意見を述べるができるとともに、事業の活動に協力することができる。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市産業部都市政策課内に置く。

(会計)

第 14 条 協議会の経費は負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の額は、総会において決定する。
- 3 予算の管理は、事務局が行い、監事の監査を受けるものとする。
- 4 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 4 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

【議案第 6 号】

役員の改選について

役 職	所 属 団 体 及 び 職 名	氏 名
会 長		
副会長		
監 事		

(任期 令和 3 年度～令和 4 年度)

《参考：現行役員》

役 職	所 属 団 体 及 び 職 名	氏 名
会 長	糸魚川市長	米 田 徹
副会長	小谷村長	中 村 義 明
監 事	新潟県交通政策局長	佐 瀬 浩 市
	長野県企画振興部長	伊 藤 一 紀